

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 役員退職手当支給規程

平成13年4月2日

13規程第10号

改正：平成14年 4月11日 14規程第12号

改正：平成15年 7月 9日 15規程第20号

改正：平成16年 1月15日 16規程第 1号

改正：平成18年 3月28日 18規程第72号

改正：平成22年 3月29日 22規程第21号

改正：平成24年12月28日 24規程第77号

改正：平成27年 3月24日 27規程第46号

改正：平成27年 4月 1日 27規程第105号

改正：平成28年 2月 16日 28規程第 6号

改正：平成30年 4月 3日 30規程第24号

### (総則)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者（死亡により退職の場合には、その遺族）に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に、100分の10.4625を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、同一の役職若しくは異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、役職別期間の最後の日におけるそれぞれの本給月額に100分の10.4625を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲

内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間等の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条のただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該をこえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員（以下この条において「国家公務員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員以外の他の国等の機関に係る国家公務員として在職した場合を含む。）した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員としての在職した期間の第3条ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が定める。

3 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合（機構の職員が、国家公務員に復帰しないことを前提として引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合を除く。）におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項において役員を退職した場合の退職手当の額については、その時点で国家公

務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、役員としての在職期間（国家公務員としての引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定める。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規定による退職手当の支給を受けることができる遺族といふ。  
一 役員を故意に死亡させた者  
二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支給制限）

第7条 退職した役員が次に該当するときは、理事長は、当該退職した役員（当該退職した役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した役員が占めていた職の職務及び責任、当該退職した役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が法人の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定

により解任された役員

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき役員に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした役員に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
  - 一 当該退職をした役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その役員が逮捕されたとき又は理事長がその役員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその役員に犯罪があると思料するに至ったときであって、その役員に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - 二 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして解任に相当することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分（以下、「支払差止処分」という。）を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた役員

について、その役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - 二 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - 三 当該支払差止処分を受けた役員について、その役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、当該支払差止処分を受けた役員が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行ったときは、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第9条 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした役員が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 二 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該

退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第7条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第7条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する
- 5 支払差止処分に係る退職手当に係る第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

#### (退職をした役員の退職手当の返納)

第10条 退職をした役員に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、第7条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした役員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に係り禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき役員の意見を聴取しなければならない。
- 4 第7条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

#### (遺族の退職手当の返納)

第11条 死亡による退職をした役員の遺族(退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第7条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下の条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第10条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第3項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第8条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第7条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

5 第7条第2項並びに第10条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による

処分について準用する。

(退職手当審査会への諮問)

第13条 理事長は、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条第1項、第11条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第9条第2項、第11条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第15条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月11日 14規程第12号）

この規程は、平成14年4月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月9日 15規程第20号）

この規程は、平成15年7月9日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則（平成16年1月15日 16規程第1号）

1. この規程は、平成16年1月15日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
2. 役員退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成14年4月11日 14規程第12号）附則第2項及び第3項を削る。
3. 平成16年1月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が、適用日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算

出した額の合計額とする。

- (1) 平成13年4月1日から平成14年3月31日まで 平成14年3月31日現在の本給月額に、当該期間の在職期間1月につき100分の25から100分の36の範囲内で、その在職期間における評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案した業績割合（以下「業績割合」という。）を乗じて得た額
- (2) 平成14年4月1日から適用日の前日まで 適用日の前日における本給月額に、当該期間の在職期間1月につき100分の20から100分の28の範囲内で、業績割合を乗じて得た額（当該期間中に第5条の規定により引き続き在職したものと見なされた者においては、役職別期間の最後の日及び適用日の前日における本給月額に、平成14年4月1日から適用日の前日までのそれぞれの役職別期間ごとの在職期間1月につき100分の20から100分の28の範囲内で、当該業績割合を乗じて得た額の合計額。）

- (3) 適用日以降 第3条の規定により算出した額

4. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から、当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成18年3月28日 18規程第72号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第21号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日 24規程第77号）

1. この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2. 平成25年1月1日（以下施行日という。）の前に現に在職する役員が、施行日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額とする。

- (1) 平成13年4月1日から平成14年3月31日まで 独立行政法人物質・材料研究機構役員退職手当支給規程（以下「本支給規程」という。）の一部を改正する規程（平成16年1月15日 16規程第1号）附則第3項（1）の規定により計算した額
- (2) 平成14年4月1日から平成15年12月31日まで 本支給規程の一部を改正する規程（平成16年1月15日 16規程第1号）附則第3項（2）の規定により計算した額

(3) 平成16年1月1日から施行日の前日まで 施行日の前日における本給月額に、  
100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲  
内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定  
により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、役職別期間1月  
につき、役職別期間の最後の日におけるそれぞれの本給月額に100分の12.5  
の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決  
定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(4) 施行日以降 第3条の規定により算出した額

3. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計  
算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月  
と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により  
計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から、当該超  
える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいと  
ときは後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

4. 第3条中「100分の12.5に104分の87を乗じて得た割合」とあるのは、  
施行日から平成25年9月30日までの間においては、「100分の12.5に10  
4分の98を乗じた割合」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日まで  
の間においては、「100分の12.5に104分の92を乗じた割合」とする。

附 則（平成27年3月24日 27規程第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 27規程第105号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日 28規程第6号）

この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月3日 30規程第24号）

1. この規程は、平成30年4月3日から施行し、平成30年1月1日から適用する。  
2. 平成30年1月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が、適  
用日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定  
に関わらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算  
出した額の合計額とする。

(1) 適用日の前日まで 在職期間1月につき、適用日の前日における本給月額に、1  
00分の10.875を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で業  
務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、  
第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、同一  
の役職若しくは異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月に  
つき、役職別期間の最後の日におけるそれぞれの本給月額に100分の10.87

5を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(2) 適用日以降 第3条の規定により算出した額

3. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から、当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。